

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

ほじん

春

2017

No.696

私の経営哲学—第12回

那覇法人会 沖縄ツアーリスト株式会社

東良和

特集 小規模事業者向け
個人情報保護法改正の
概要と基本ルール



公益財団法人 全国法人会総連合





ようこそ

歴史・世界遺産と宇宙に一番近い鹿児島へ

諏訪 健策

第12回法人会全国女性フォーラム鹿児島大会が、本年4月7日に鹿児島市で開催されます。

鹿児島県は本土と呼ばれる九州島の部分（薩摩、大隅地方）と離島と呼ばれる薩南諸島（種子島・屋久島地方と奄美地方）の特色ある地域からなり、温暖な気候と豊かな自然に恵まれて、南北に600キロと広範囲におよんでいます。

日本で最初に国立公園として指定された「霧島」には、坂本龍馬・おりょうが日本最初の新婚旅行をしたことでも知られる「霧島温泉」があります。鹿児島のシンボルである雄大な「桜島」、「磯庭園」と周辺の「明治日本の産業革命遺産」、万羽鶴が飛来する「出水」、武家屋敷と特攻平和会館のある祈りの町「知覧」、砂むし温泉の「指宿」、鉄砲が伝来し、宇宙に一番近い島とうたわれる「種子島」、世界自然遺産の「屋久島」、今年2月に世界自然遺産候補地として推薦が決定した「奄美」と観光名所は数多くあります。

そして、来年2018年は明治維新から150周年という大きな節目を迎えますが、その原動力と

なったのは「人」と「西欧からの文明」。「人」を育成する薩摩藩独自の「郷中教育」により、西郷隆盛、大久保利通など明治維新の立役者が輩出されたことは周知のとおりです。

時を合わせ、来年のNHK大河ドラマは「西郷（せご）どん」に決まっており、人間西郷がどのように描かれるのか楽しみです。西郷さんが自己修養のための指針としていた「敬天愛人」という言葉のように、私どもも慈愛に溢れた人生を歩みたいものです。

鹿児島の名物は何といってもサツマイモ、本格焼酎、黒豚、黒牛、養殖のブリやカンパチ、かるかん、つけあげ、鰹節、温泉水、黒酢、黒砂糖など。これらの名産品を使ったご当地グルメを堪能していただき、大島紬、薩摩焼、薩摩切子などの特産品も十分に楽しんでいただきたいと思います。

錦江湾に浮かぶ桜島の風景から「東洋のナポリ」といわれる南国鹿児島で、全国から多くの女性部会員の皆様のご来訪を心からお待ちしております。

鹿児島県法人会連合会会長 株式会社トヨタレンタリース鹿児島会長

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第12回

Yoshikazu
Higashi



未来のことを 当事者意識で考えられるか

東 良和

沖縄ツーリスト株式会社
代表取締役会長

Yoshikazu Higashi, Chairman & CEO

インバウンドが2400万人超で過去最多と言われた2016年。驚異的な伸びをみせる日本の観光産業だが、世界の平均値からみれば決して驚くべき数字ではなく、アジアの伸びの平均にさえ達していない、と業界を冷静に指摘するのが沖縄ツーリストの東会長だ。創業は1958年。

本土復帰前から沖縄でインバウンドを手掛けてきた観光のプロフェッショナルとして、現在では日本旅行業協会の理事や観光庁のVISIT JAPANアンバサダーも務めている。先駆的な取り組みを次々と実践する大胆な決断力はどこから生まれるのか。そして、経営に大切なものとは一。

Q 沖縄ツーリストの特徴や強みは何でしょうか？

A 今でこそインバウンドも増え、海外からの訪日旅行が当たり前の世の中ですが、59年前の創業当初から沖縄ツーリスト（以下OTS）では、インバウンドに取り組んできました。59年前といえば、沖縄は本土復帰前で、米軍の統治下でしたが、本土からの沖縄旅行において、OTSは9割のシェアを占めていました。1964年に海外旅行が自由化され、旅行会社のほとんどが国内から海外へお客様を送り出すというのを主流

にしていましたが、そのときもOTSは海外や本土のお客様を沖縄県内に、そして日本国内に誘客するというをやっていました。インバウンド、地域主導型観光を半世紀以上前から手掛け、50年前には東京に営業拠点を開設し、出発地の流通に直接かかわって誘客する仕組みを作りました。2008年には台北にインバウンドのための予約センターを開設。2017年9月にはニュージールランド南島クイーンズタウンにレンタカーの拠点を開業します。

出発地で力を付けて、自社で集客するというビジネスモデルを確立しています。

Q 2004年に社長に就任されたと思いますが、やりにくかったことや会社の危機的状況がありましたか？ それをどう乗り越えたか、教えてください。

A 私は社長就任当時から突拍子のないことばかりやってきました（笑）。台北に予約センターを開業したときも「ヘンなことやってるぞ」なんて言われていました。現地に社員を置きましたが最初の2年間は全く売上げがありませんでしたから。でも、3年目くらいから徐々に売上げが増え始め、その後、ブレイクしたんです。一つ一つ形になってくれば認められるということです。

会社の危機としては、まず2010年のJALの破たんによる航空会社の再編が挙げられます。それにより供給座席が

大幅に減る事態が起きました。座席は我々の業界にとっては原材料ですから。この危機に対応するため、社員の早期退職や店舗の統廃合などを計画的に実施しました。

そして、その翌年、東日本大震災が起きました。海外から日本や沖縄に人が来ない、国内旅行も自粛ムードで、2011年もそうとう厳しい状況でした。この2年でもかなりの赤字を出しましたが、社員一丸となってコスト削減をしながら乗り越えました。

Q 同業他社が多い中で、他社との差別化をどうはかっていますか？

A OTSのビジネスの2本柱の1本はレンタカーです。レンタカー業を始めたのは1970年。沖縄で初めて認可されたレンタカーが、私たちのOTSレンタカーです。本土復帰前からこの事業を先駆的におこなってきました。また子会社では、空港で旅客機のハンドリング業務をおこなったり、保険部で保険業務をおこなうなど、旅行に関する業務を多岐にわたって手掛けています。

現在、OTSレンタカーでは、インバウンドのお客様の利用比率が高く、7割のお客様がポータルサイトではなく、自社サイトから直接お申し込みいただいています。インバウンドをターゲットとしたWEBの準備や現地の連絡事務所の開設時期が早かったことも差別化できた理由の一つです。

Q そのような差別化は何故実現できたとお考えですか？

A OTSでは社員に対して「未来の変化を自らのこととして捉えて準備する」ことを求めています。例えば、

現在、沖縄でレンタカーを利用する台湾や韓国からの旅行者が非常に多くなっています。OTSレンタカーでは、2007年から右ハンドルに慣れていない利用客のためにドライブシミュレータを設置しています。また、日本初の4か国語のカーナビを開発して導入したり、最近ではドライブレコーダーや自動アシストブレーキなどの全車への搭載をすすめています。そのほかにも、外国人利用客による事故対応のための24時間通訳案内サービスなど、安全、安心のサービスを提供するためにさまざまな取り組みをおこなっています。

Q この先はこうなるであろうと予測して準備する社風が根付いていて、いち早く行動に移した取り組み事例です。資本力では大手にかないませんが、内容では負けないと自負しています。

Q 社員を採用する時、また社員教育で大切にしていることは何ですか？

A 「学ぶ姿勢」を大切にしています。学力ではなく未来に対する向上心や準備する力を重視しています。先ほども少し触れましたが、未来のことを自分のこととして当事者意識をもって感じる



ことができるか。今はまだ現実になっていないことでも前向きに捉えて準備することができるか。そこを大切にしています。また、コミュニケーション能力が必要なのは当たり前ですが、たくさんさんの業務がかさなったような超多忙な状態の時でも笑顔で接することができるか、というのを重視しています。

社員教育や社員の育成という部分では、民間企業としては唯一だと思えますが、豊見城市の自社オフィス内に放送大学の学習室を置き、社員が放送大学の講座を受講しやすい環境を整備しています。ちなみに受講料は会社負担です。高校や専門学校を卒業した社員が学士号を取得することも可能です。ほかには、国の機関に社員を志向させたり、オーストラリアの大学院に留学させて、MBAを取得させたりしています。また、琉球大学の夜間コースに入学した社員に、学費を全額援助するなど、さまざまなかたちで社員の能力開発の支援をおこなっています。

Q 経営に大切なことは何だとお考えですか？

A 「素直な心」でしょうか。お客様の声を真摯に受け止めることができるかどうか。社員の声に素直に耳を傾けられるかどうか。バイアスなしで世間のことを見聞きできるか。そうすれば、自ずと何を準備すればいいのか、見えてきます。素直な心を持たずに、目の前の数字だけを追いかけると、どこかに歪み



がきてしまいます。もう一つ、価値観を共有するお客様や取引先と良好なパートナーシップを築くこと。それが最終的には利益に繋がります。そしてずっと同じ価値観ではなく、常に勉強し、向上することによって、もっと高い価値観に変わっていくことも重要だと思っています。

Q 心の部分をとても大切にされているらっしゃいますね。

A 中江藤樹という近江の陽明学者による「五事を正す」という5つの

言葉を記載した「心カード」を全社員に持たせています。簡単に言えば、和やかに気持ちよく受け入れられるような話し方や聴き方、そして温かいまなざしとまごころで相手を理解するというところで、誰にでも常にこういう気持ちで接することをすべての社員に求めています。

Q 心が中心にあつて、その周りに業務知識がありそして体系的な学びがあると思っています。業界知識だけでは駄目で、理論や学問も大切なビジネススキルの要素です。

Q 沖縄ツーリストや東会長の自慢できるところは何でしょう？

A 決断力があり、即決できるところです。OTSという会社の規模だからこそできる部分もあると思いますが、他社にはないスピード感、あと、先見性というか将来への準備力、これが自慢ですね。

今、OTSで力を入れているのが第三国観光です。これは、海外のお客様を日本以外の第三国へ送客するというビジネスモデルです。現在、旅行業界で第三国観光の重要性を説いているのは私以外にあまりいないと思います。この分野にビジネスとして真剣に取り組もうとしている会社もOTSを含め数社しかない状況です。きつと10年後、20年後に、この第三国観光というビジネスモデルが観光産業のなかで大きな位置づけになっていると思います。

COMPANY PROFILE

沖縄ツーリスト株式会社

創業 1958年10月1日
所在地 沖縄県那覇市松尾1-2-3
資本金 5,500万円
業種 旅行業・レンタカー業
店舗数 旅行部（沖縄県 15店・本土 9店）、レンタカー部（沖縄県 7店・北海道 2店）
海外拠点 大原旅行社有限公司(台湾)、康百楽有限公司(香港)、OTS 日興旅行社(韓国)、OTS Global PTE LTD.(シンガポール)、OTS Global LTD.(ニュージーランド)

<https://www.otsinfo.co.jp/>



1 1966年、那覇市内前島に開設した那覇営業所 2 中江藤樹の言葉「五事を正す」が記された心カード 3 観光客で賑わう那覇のメインストリート国際通り沿いの本社ビル



代表取締役会長 東 良和

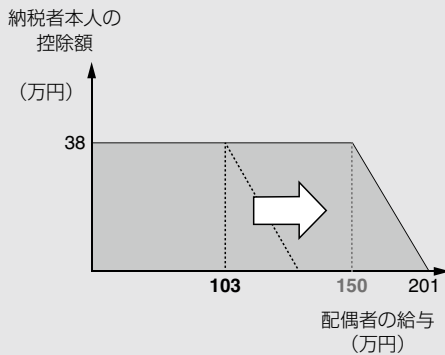
1960年8月7日生まれ。沖縄県那覇市出身。早稲田大学を卒業後、日本航空勤務を経て、米国コーネル大学大学院ホテル経営学(修士)卒業。帰国後、沖縄ツーリストに入社。2004年代表取締役社長、2014年から現職。

平成29年度税制改正まとめ

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われた。また、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し等が行われた。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が150万円に引き上げられた。なお、控除額は通減し、配偶者の給与収入金額約201万円で消失する。また、納税者本人にも所得制限が導入され、給与収入金額120万円で控除額が通減を開始し、1220万円で消失する。

配偶者控除、配偶者特別控除の見直しについて



中小企業向けの税制として、設備投資促進税制が拡充されたほか、中小企業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置等が見直された。なお、財政基盤の弱い中小企業を支援するという中小企業向け租税特別措置の趣旨を踏まえ、適用要件に課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることも追加された。さらに、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、災害時等における雇用確保要件の緩和、相続時精算課税制度の併用などが見直された。

この他、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革が行われるとともに、災害への税制上の対応に係る各種規定の整備等が行われた。

◆政府・国会議員らに提言

全法連では、「平成29年度税制改正提言」に伴う県連・単体会の提言活動の状況を取りまとめた。

国会議員関係では、全国306会の法人会が実施。議員本人117人を含め衆・参院議員506人（前年度508人）に提言を行った。

地方自治体関係では395会が実施。都道県は知事本人14人を含め41件、都道県議会議長41件、市町村長755件（前年度746件）、市町村議会議長491件（同486件）となっている。

また、全法連においては、自民党・公明党・民進党がそれぞれ開催したヒアリングに全法連税制委員会の柳田道康委員長らが出席し、法人会の提言を訴えた。更に、財務副大臣、中小企業庁長官・総務省自治税務局長等、関係省庁に対しても提言活動を行った。

また来年度税制改正に向けた最初の取り組みとなる「平成29年税制セミナー」が、2月14日、東京都新宿区のハイアットリージェンシー東京で行われ、全国の法人会税制委員ら416人が出席した。



セミナーで講演する慶應義塾大学の土居丈朗教授

セミナーでは、まず財務省の矢野康治審議官が、平成29年度税制改正につ

いて詳細な解説を行い、その後、慶應義塾大学の土居丈朗教授が、「今後の税制改革と財政再建の行方について」と題する講演を行った。

翌日には、全法連税制委員会が開催され、検討テーマやスケジュール等が審議された。また、30年度税制改正提言の取りまとめに向けた取り組みとして、3～5月に役員、税制委員等を対象にした税制アンケートを今年も実施することが確認された。

今後は、単体会、県連、全法連の各レベルでの議論を積み重ね、最終的には9月の全法連理事会で「平成30年度税制改正に関する提言」を決議する予定である。



2月15日に開催された全法連税制委員会

新年賀詞交歓会開催

1月18日、全法連・東法連共催の新年賀詞交歓会が、東京・日比谷の帝国ホテルで開催され、来賓や法人会関係者およそ550人が出席した。

まず第一部として、青山学院大学・特任教授の御厨貴氏による新春記念講演が「日本の政治と世界の動向」と題して行われた。

続く第二部では、国税庁の課税部長と法人課税課長を来賓に迎え、平成28年に叙勲、納税表彰を受章した法人会役員に対する受章祝典が行われた。祝典では、池田弘一会長が「受章された皆さまには謹んでお祝い申し上げますとともに、皆さまを支えてこられた方々のご苦労に対しても心から敬意を表したい」とあいさつし、出席した40人の



御厨貴氏の新春記念講演



池田会長から受章者へ記念品が贈呈された

受章者に記念品を贈呈した。

その後、財務副大臣や各政党の税制調査会等に所属する国会議員、国税庁幹部など多数の来賓が出席して、第三部の賀詞交歓会が華やかに挙行された。

来賓を代表して、木原稔財務副大臣が「法人会は、『税のオピニオンリーダー』として税の啓発に熱心に取り組んでこられ、近年では租税教育活動にも力を注いでいると伺っている。法人会の活動は申告納税制度の円滑な運営社会の安定と発展に欠くことのできない大きな役割を果たすものであり、深く敬意を表したい。今後とも税務行政への一層のご理解とご協力をお願い申し上げます」とあいさつした。

国税庁の実務研修

2月6日、全法連会館で国税庁の実務研修が行われた。これは国税庁・税務大学の企画により、日本の大学に留学している諸外国の税務職員への研修の一環として、日本の納税協力団体を視察する目的で実施されたもの。各国からの留学生13名が全法連会館を訪れ、全法連の横山専務理事より法人会の成り立ちや組織状況、活動内容等について説明を受けた。

また、法人会の運営等について活発な質疑応答も行われ、参加者からは「租税教育活動等について、自国でも参考にしたい」といった感想が寄せられた。



アフリカやアジアなどの留学生が参加した実務研修

税の活動で企業・社会に貢献 法人会

税の提言活動

税と経営の研修

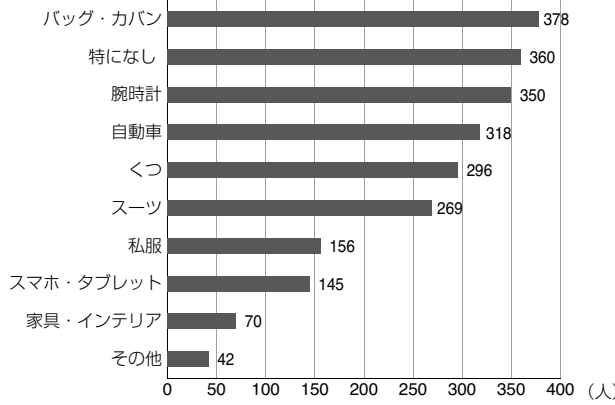
税の啓発活動

租税教育活動

第2回「経営者の実像に迫る」アンケートを実施 ～経営者のこだわりの持ち物は「バッグ・カバン」～

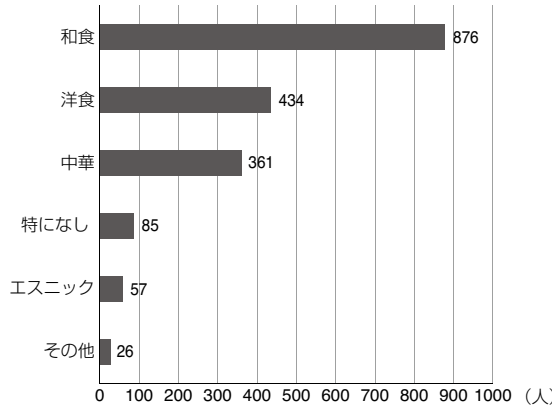
全法連では昨年10月～11月に、法人会アンケート調査システムを利用し、第2回目の「経営者の実像に迫る」アンケートを実施した。このアンケートは、同システムにもっと親しみを持っていただき、さらに多くの皆様に登録・回答いただくために実施するシリーズ企画であり、今回は「趣味・趣向」に関する設問に対し、1175人から回答があった。

1. こだわりの持ち物



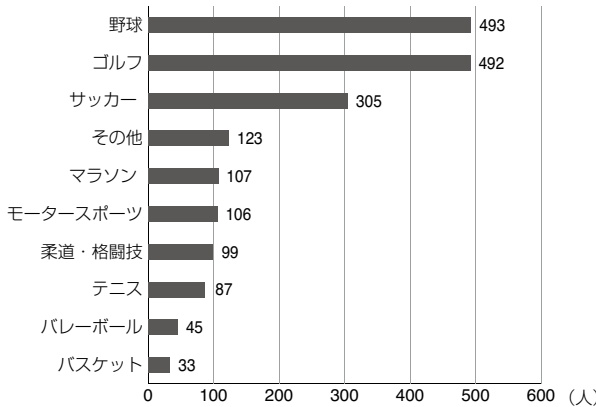
こだわりの持ち物についての設問では、「バッグ・カバン(32%)」「腕時計(30%)」が上位を占める一方、「特になし(31%)」の回答も2番目に多かった。「バッグ・カバン」の回答率は、年代別では60歳代、地域別では東海・北陸が最も高く、東海・北陸は「バッグ・カバン」を始め、「腕時計」「自動車」「くつ」等でも、全地域の中で最も回答率が高く、持ち物へのこだわりが強い傾向が窺えた。

2. 好きな料理



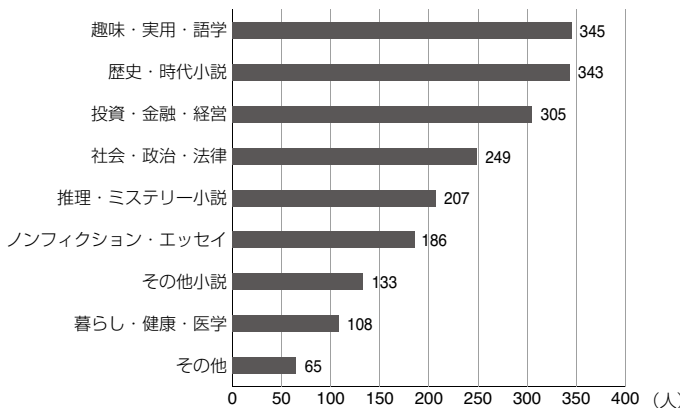
よく観るスポーツについては、野球(42%)、ゴルフ(42%)、サッカー(26%)がトップ3の回答で、「野球」の回答率は年代別で、70歳代、地域別では北海道・東北が最も高かった。また、よく読む本のジャンルについては、「趣味・実用・語学(29%)」「歴史・時代小説(29%)」「投資・金融・経営(26%)」が多く、以下「社会・政治・法律」「推理・ミステリー小説」と続いた。「趣味・実用・語学」の回答率は、年代別では30歳代、地域別では関東甲信越が最も高かった。

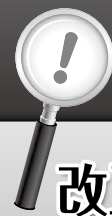
3. よく観るスポーツ



最近1年間で最も印象に残った本は、「天才」(石原慎太郎著)「海賊とよばれた男」(百田尚樹著)「田中角栄100の言葉」(別冊宝島編集部)がトップ3であった。平成29年度も引き続き、同様のアンケートを実施する予定である。法人会会員であれば、誰でも回答していただけるので、興味のある方は法人会アンケート調査システムにご登録の上、ぜひご回答をお願いしたい。詳しくは、全法連HP 法人会アンケート調査システムで検索を!

4. よく読む本のジャンル





小規模事業者向け 個人情報保護法改正の概要と基本ルール

個人情報保護委員会事務局 政策調査員 山田 文威

ふみたけ

「個人情報の保護に関する法律（以下 個人情報保護法）」は平成27年9月に改正され、今年の5月30日に全面施行されます。この改正により、これまで法の適用除外とされていた取り扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者も、5月30日以降は個人情報保護法の義務規定を守る必要があります。本稿では新たに法の適用を受けることとなる小規模事業者向けに、個人情報保護法の改正の概要と基本的なルールを紹介します。なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解にすぎず、委員会の公的見解を示すものではない点にご留意ください。

法律の概要

個人情報保護法は事業者の個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律です。本法は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に平成15年に制定、平成17年に施行されました。

その後、情報通信技術の発展、ビジネスのグローバル化等の時代の変化を背景に、国民の安全・安心の向上とパーソナルデータの更なる利活用の促進のために平成27年9月に改正されました。そして、平成29年5月30日に全面施行されます。

改正のポイント

今回の法改正の大きなポイントは次の2つです。

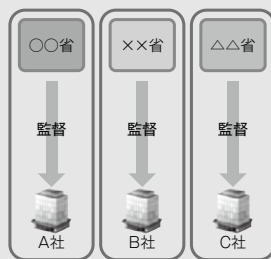
1 個人情報保護委員会の新設

これまで事業者の監督はその事業分野を所管する主務大臣が行っていました。しかし、このような体制においては複数の主務大臣による重畳的な監督が行われることや、主務大臣が不明確のために迅速な対応をとることが難しいといった課題がありました。

そのため、一つの組織による一元的な監督体制を整備するために、平成28年1月に個人情報保護委員会が設置され、今年の5月30日の全面施行から事業者を一元的に監督する体制に変更されます。（下図参照）

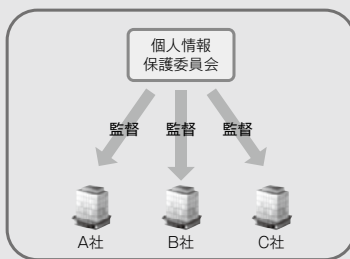
個人情報取扱事業者の監督体制

改正前（主務大臣制）



重畳的な監督、所管省庁が不明確といった課題

改正後



一元的な監督体制

2 小規模事業者の適用除外制度の廃止

これまで取り扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者は本法の適用対象である「個人情報取扱事業者」から除外されていましたが、今回の改正でこの制度が廃止となります。したがって、メールソフトのアドレス帳、スマートフォン等の電話帳等を事業活動に利用している事業者であれば、個人情報保護法の順守が求められることとなります。

なお、ここで言う事業者は法人格の有無や営利・非営利は問われないため、個人事業者はもちろん、NPO法人、自治会、同窓会等の団体も対象となります。

個人情報の定義と5つの基本ルール

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」と定義されています。すなわち、氏名や生年月日、それらと紐づけられた住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先はすべて個人情報に該当し、映像や音声の情報であっても特定の個人を識別することができれば個人情報にあたります。

これより事業者が守るべき5つの基

本的なルールを紹介します。なお、3～5は個人情報やパソコンの管理ソフトでまとめたり、50音順の名簿を作成したりする等、個人情報の中でもデータベース化されたものを取り扱う場合に追加的に適用されるルールです。

1 個人情報を取得する時のルール

事業者が個人情報を取り扱う場合、まずは利用目的を特定する必要があります。「商品の発送、アフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用します」といったように、できる限り具体的に特定しましょう。

また、特定した利用目的はあらかじめ公表するか、個人情報を取得した際に本人に通知または公表する必要があります。なお、配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合等、個人情報を取得する状況で利用目的が明らかであれば、逐一相手に利用目的を通知する必要はありません。

2 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。すでに取得している個人情報を利用目的の範囲外のことを利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がありますので、利用目的はしっかりと考えて特定するようにしましょう。

3 個人情報を保管する時のルール

個人情報は漏えい等が生じないように安全に管理しなければなりません。安全管理措置の内容としては、基本方針の策定、個人情報を取り扱うにあたっての規律の整備のほか、左の表の安全管理措置が挙げられます。

具体的な手法は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン」）で例示されていますが、特に従業員数が

組織的安全管理措置	組織体制の整備、規律に従った運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	従業員の教育
物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

100人以下の事業者（ただし、5000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除きます）であれば、「中小規模事業者」に該当し、規模の小さい組織においても円滑にその義務を履行しようとする手法が例示されていますので、是非一度ご参照ください。

4 個人情報を他人に渡す時のルール

個人情報を本人以外の第三者に渡す時は、原則として、あらかじめ本人の同意が必要です。例外として、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産を保護するために必要な場合で本人の同意を得ることが困難な時など、一定の場合には本人の同意がなくとも第三者提供は可能ですので、その点をご留意いただき、トラブルのないようにしましょう。

なお、個人情報を利用する業務を他者に委託する場合は、本人の同意を得る必要はありませんが、その代わりに委託先を必要かつ適切に監督する必要があります。また、事業承継に伴って承継先に個人情報を移転する場合等も、同じく本人の同意を得る必要はありません。

5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

事業者は、本人からの請求により、

保有する個人情報を本人に開示、その内容に誤りのある時は訂正等をしなければなりません。また、保有している個人情報の利用目的や、開示の請求先、苦情の申出先等を聞かれた場合に、しっかりと答えられるように普段から準備しておきましょう。

おわりに

個人情報保護委員会では、事業者の個人情報の適正な取扱いを支援するために積極的な広報・啓発に取り組んでいます。委員会ウェブサイトにはガイドラインをはじめ各種広報物を取り揃えていますので、今後の取組にご活用ください。

また、個人情報保護法に関する疑問にお答えするための相談窓口として「個人情報保護法質問ダイヤル」を開設していますので、ご不明な点があれば、こちらにお問い合わせください。

個人情報保護法質問ダイヤル
03-6457-9849
受付時間 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。



〈法人会〉

リレーニュース

「全国障がい者スポーツ大会」へ ボランティア参加

〔岩手県連〕第71回国民体育大会2016「希望郷いわて国体」が10月1日から開催され、その後の22日からは第16回全

国障がい者スポーツ大会2016「希望郷いわて大会」が24日まで北上総合運動公園北上陸上競技場で行われた。

昭和40年に始まった「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年にスタートした「全国知的障害者スポーツ大会」



を統合、平成13年に第1回大会が開催された「全国障がい者スポーツ大会」は、オリンピック終了後に行われるパラリンピックのように、毎年、国民体育大会終了後に実施されている。平成20年の大分大会からは、精神障がいの方のバレーボールも正式競技となり、身体・知的・精神に障がいのある方が一体となって行うスポーツの祭典として、平成28年度の岩手県での開催は第16回大会。毎年、各県持ち回りで行われ、大同生命保険（株）が全面的に支援している。

全国各地から訪れた選手団やサポート等々を激励するため、大同生命ブースと法人会ブースを設置し、岩手県法人会連合会からは各単体会から総勢100名がエントリー。選手や器材スタッフ、応援団の方々を明るく笑顔と温かい歓迎の心で出迎えようと、単体会ごとに担当日を分担した。肌寒い3日間だったがまずまずの天候に恵まれ、ストラックアウトゲームやマグネットダーツゲームを楽しんでもらい、参加者に贈るため準備した記念品が足りないほどの大盛況。次回開催地の愛媛県の選手、メディアの取材もあり花を添えた。

葛生中学校「租税教室」

〔佐野〕11月8日、佐野市立葛生中学校で佐野租税教育推進協議会主催の「租税教室」が開催され、佐野法人会（栃木）青年部から会員9名がアドバイザーとして参加した。同校では外部から講師を招き、生徒たちに多様な考え方を学んでもらう課外授業「カミナリおやしシリーズ」を実施しており、今回は全校生徒参加の租税教室として行われた。

授業は午前と午後の2部構成で、午前の部は宇都宮税務署広報広聴官が「税を公平に集め、公平に使うこと」に



ついて講義、「税金のない世界」のDVDも上映した。午後のディスカッションに向け、昼食時には23のグループに分かれてアドバイザーが生徒と給食を取りながら交流を深めた。

午後の部では、「税金の集め方」、「税金の使い方」の2つのテーマについて「公平」というキーワードで白熱した議論を展開、グループごとにそれぞれの考えを発表した。最後に佐野税務署長、法人会青年部会長から総括があり、生徒たちが大人になるまでの宿題として、「思いやり」と「私達一人ひとりが主役である」という気持ちを持ち続けることが新たな課題として提起され、3時間間に及ぶ充実した教室に幕が下りた。

北本「産業まつり」で 法人会活動をPR

〔上尾〕「北本まつり」は平成6年から続く北本のまちを挙げての一大イベント。今年も11月6日、北本市役所庁舎で開催されたまつりの二日目に『産業まつり』が行われた。「産業の活力が私たちのまち、『きたもと』をより豊かにします」をテーマに、多くの市内商工業者・農業生産者が集い、敷地内いっぱいには販売ブースや展示PRブースを並べ、1万5千人を数える来場者で大きな盛り上がりを見せた。

上尾法人会（埼玉）北本支部は法人



会活動のPRブースを設置、ミニチュア電車での「電車ごっこ」や、税のDVD上映、税に関する絵はがきコンクール作品を展示するなどして法人会のPRを行った。また、法人会グッズのプレゼントや電車ごっこは長い行列ができる人気ぶりで、子どもたちだけでなく保護者の方々まで楽しんでもらえ、待ち時間にはDVDや作品展示を眺める姿も多く見られ、法人会の活動内容に一般の方が触れる良い機会となった。

確定申告&マイナンバーPRタクシードンパ

〔千葉南〕千葉南法人会（千葉）は、千

葉南青色申告会と共催で、地域社会貢献活動の一環として「確定申告&マイナンバーPR用マグネットシート」を作製。1月17日にJR五井駅前で行われた「確定申告&マイナンバーPRタクシードンパ」で千葉県タクシードンパ協会市原支部へ交付した。このセレモニーでは、千葉南税務署長、法人会会長、青色申告会会長が、タクシードンパ協会の市原支部長にマグネットシートを授与。

同協会加盟のタクシードンパ約400台が、「国税庁ホームページで確定申告書が作成できます」また「申告書にはマイ



ナンバーの記載が必要です」との標語を貼ったまさに走る広告塔となり、3月15日までの2か月間、市内で広報することとなった。

今年も盛況裏にあおなみカップ2016

〔中川〕冬の風物詩、中川法人会（愛知）の社会貢献事業「あおなみカップ2016」が、名古屋市港サッカー場で12月3、4日に開催された。今年で23回目を迎える本大会は中川区・港区区内全ての小学校からエントリーがあり、44校44チーム、703名が参加して、2日間の総観客数は1948名となった。青空の下、緑が眩しい天然芝のグラウンドで1日目は全チームが予選リーグを戦い、2日目は予選を突破した16チームが決勝トーナメントで勝敗を競った。どの試合も手に汗握る接戦で、得点が決まるたびに観客席からは大きな歓声が沸き上がった。トーナメントを勝ち上がり、決勝のカードは「赤星小学校VS荒子小学校」。大接戦の末、赤星小学校が2-1で勝利し、44校の頂点に立った。

大会イベントでは本年度もFリーグを戦う「名古屋オーシャンズ」の選手が初日はサイン会とミニフットサル教室を、2日目にはU-21の選手と教師陣選抜とのエキシビションマッチが行



われ、教師陣チームの勝利となった。

また、イベントブースでは「税金クイズスタンプラリー」も実施され、e-TAXマスコットキャラクターのイータ君が各所を回りながら盛り上げた。税金クイズは、選手、来場者を含め683名の方が参加し、展示ブースには、本大会ポスターの入賞作品や女性部会選出の「税に関する絵はがきコンクール」作品、税に関する習字、税の標語作品も紹介され、法人会等のPR活動にも寄与。今年も名古屋市教育委員会ほか、あおなみ線、スポーツDEPO、中日新聞店の後援、協賛で、数多くのボランティアスタッフの協力もあり無事に終えることができた。

自主点検チェックシート 100%活用宣言

〔魚津〕富山県東部の8市町村をエリアとする魚津法人会（富山）では、会員企業の経営健全化や、税務コンプライアンスの向上を図るため、「自主点検チェックシート」活用の各種研修会・講習会等を重ねている。全会員にチェックシートを配付するなど理解を広めており、次第に浸透してきたことを契機とし、成果を確実なものにするべく「自主点検チェックシート」活用100%の宣言を行った。

1月25日、会員など103名が参集



したホテルグランミラージュで、大愛会長が新田魚津税務署長に宣言文を朗読して手交。にかわ信用金庫とともにチェックシートを活用した「業務提携に関する覚書」に調印した。その後、金沢国税局課税部長の北野氏による「税務コンプライアンスの向上」自主点検チェックシートの活用」と題した特別講演が開催され、チェックシートの具体的な記入方法や注意すべき点のわかりやすい解説を、出席した会員が熱心に聴講した。

ゴルゴ松本氏講演会

〔金沢〕金沢法人会（石川）青年部会は、

2月7日に金沢市文化ホールで、ゴル

ゴ松本氏を講師に招き公開講演会

「『命』の授業」を開催した。800名

の定員に、予想を大幅に上回る120

0名以上の応募があり、急遽サテライ

ト会場を準備。雪がちらつく中、開場

前には受付に長い行列ができ、一般客

を含めた約1000名が聴講した。講

演のテーマが「命」ということもあり、

家族での参加も見うけられた。松本氏

はホワイトボードとジェスチャーも加

え、「明日」や「人間」などの漢字の成

り立ちを説明、笑いを交えながら人

の出会いや時間の大切さを語り、平成

23年から続けているという少年院での

ボランティアを紹介。松本氏の熱い



トークに観客は終始楽しげな様子で、会場はおおいに盛り上がった。

こどもエコクラブin おかやま活動発表会

〔岡山〕毎年恒例、岡山東法人会（岡

山）主催の「こどもエコクラブinおか

やま活動発表会」を、青年部会主管の

もと岡山後楽園内の「鶴鳴館」で開催

し、こどもエコクラブのメンバーなど

子ども23名、サポーター24名が参加し

た。今年は4つのクラブの子どもたち

が日頃の環境活動の成果を発表。朝か

らあいにくの雨だったが、なんとか雨

も上がった発表会後の環境学習ワーク



ショップでは、双眼鏡を持って後楽園内の冬鳥を観察しに出発。鳥を見つけたたびに、名前や特徴を説明する先生の話子どもたちは興味深そうに聞いていた。たくさんの鳥を観察することができ、用意していた「野鳥のビンゴ」も全員が完成し、最後には野鳥ブローチを工作、上手に色を塗り、かわいいブローチを完成させていた。来年は節目の20回目となり、より一層楽しい発表会になることが予想される。

林家たい平氏講演会

〔広島南〕広島南法人会（広島）では、社会貢献活動として毎年、著名人を招



いた講演会を開催している。29年度は、2月1日にグランドプリンスホテル広島で、林家たい平師匠による「笑顔のもとに笑顔が集まる」を開催した。500名の客席は満席となり、座席数を増やして622名の方々に入場いただいた。師匠はテレビで見える人柄のまま、穏やかで人をひきつける話し口調で、自身が落語家になるまでの道のりや笑点での裏話などを、笑いあり涙ありで語り、アツという間の講演会となった。最後には落語を一席お話しいただき、ライブでないと感じ得ない迫力と世界観で、短い演席ながら落語の魅力を堪能できる時間となった。演題のとおり、終演後は皆「笑顔」で溢れており、日



ごろの疲れが飛んでいくようなひとときを過ごすことができた。

『自主点検チェックシート活用法』研修会

【新居浜】12月13日、新居浜法人会（愛媛）研修委員会・青年部会・女性部会主催、新居浜間税会共催、新居浜税務署・四国税理士会新居浜支部・新居浜商工会議所後援で、『自主点検チェックシート活用法』の研修会を開催した。新居浜税務署の上司国税調査官を講師に、会社経営者や管理職の方々が受講し、「初級編」の書き方について37名が細かく説明を受けた。決算書の提出時

に記載する「法人事業概況説明書（帳票類の備付状況欄）」に、このシートを活用している場合には「自主点検チェックシート」と具体的に記入できるようにになった点にも触れた。アンケート結果では、93%の方々が理解できたと回答、79%がチェックシートを評価したとともに、研修全体の感想でも、83%が非常に良かった・良かったなどとしていた。これまで9回の決算法人研修会では10分程で簡単な説明をしていたが、今回のように1時間かけてじっくりと説明ができ、また経営者を対象として開催できたことは非常に意義あるものであった。

出前税金落語

【天草】天草法人会（熊本）では、「税を考える週間」に合わせて出前税金落語を行った。これは、租税教育の要素を加えた「税金落語」。普段接する機会のない伝統芸能の落語を生で聞いてもらおうというもので、笑福亭鶴瓶師匠の弟子・笑福亭鉄瓶さんを招き2日間間にわたって開催した。今回の出前となった天草市立本渡中学校では、天草税務署の樋渡署長の挨拶に始まり、教職員を含む256名が日常生活で使われている税金の内容を盛り込んだ本場の噺を鑑賞した。翌日の上天草市立大矢野中学校でも、全校生徒と教職員



総勢363名が同様に笑いの渦に包まれ、会の最後には生徒も高座に上がり「うどんの食べ方」を教わるなど、楽しみながら学ぶことのできた1時間だった。

法人会リレーニュースは、全法連のホームページでもご覧いただけます。地域に応じた特色ある活動を、是非ご投稿ください！



医療・介護抑制に走る政府 「本丸」は保険範囲の縮小

M・K

政府・与党が医療・介護保険の改革案をまとめ、国会での関連法案の成立を目指している。最大の特徴は、高齢化に備え中所得高齢者の負担増に踏み込んだ点だ。さらに、「改革の本丸」と位置付ける保険給付範囲の縮小の議論も急いでいるが、そこからは消費税増税の再延期を受け、社会保障の安定財源確保に躍起となっている姿が浮かび上がる。

中所得の高齢者に切り込む

政府・与党の改革案には、高齢者の負担増策がずらり並んだ。とりわけ多くの国民に影響を与えそうなのが、毎月の医療費の自己負担に上限を設ける「高額療養費制度」の見直しだ。70歳以上の高齢者をできる限り69歳以下の負担水準に揃えようというのである。

具体的には、年収370万円以上の人の外来診療を月額4万4400円から5万7600円に増額する。さらに、住民税課税の年収370万円未満の人についても、年間の負担上限を14万4000円とする規定を新設した上で、8月から2000円アップの月額1万4000円、来年

8月以降は1万8000円へと2段階で引き上げを図る。

高額療養費以外にも、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料を最大9割軽減している特例措置の段階的な縮小や、現役並みの年収がある人の介護保険の自己負担割合を、現行の2割から3割に引き上げ—といった負担増策が目白押しである。

政府が中所得高齢者の負担増に踏み込んだ背景には、団塊世代が75歳以上となる2025年以降には重症患者や重度の要介護者の激増が予想されており、今のうちに幅広く追加負担を求める態勢を築いておきたいとの思惑がある。

改革案には、収入に応じて介護保険料が高くなる「総報酬割」の導入

も盛り込まれた。これにより大企業のサラリーマンなどの負担が重くなるが、「世代を超えて、支払い能力のある人が負担する制度」にする姿勢を、より明確に打ち出した点の狙いもあるようだ。

軽度の疾病は保険対象外？

だが、今回示された案は、改革全体から見れば前哨戦に過ぎない。政府が目指す「本丸」は社会保障費の抑制効果が大きい保険給付範囲の見直しである。

その焦点となりそうなのが、①「かかりつけ医」以外で受診した場合の定額負担の導入②掃除や調理といった、要介護度が低い人向け「生活援助」の介護保険からの切り離し—である。2018年度に予定されている診療報酬・介護報酬の同時改定に照準を合わせ、すでに検討が始まっている。

これら2つは、今回の改革案においても検討課題となったテーマだ。受診抑制や利用者への影響が大きい

などの理由で先送りにされた経緯はあるが、政府内で「避けられない課題」との認識が広がり、再検討が加えられることになった。

政府が保険給付範囲の縮小の実施を急ぐ理由には、消費税率10%への引き上げが再延期となり、社会保障の安定財源の確保が不透明になっていることへの危機感がある。

患者や要介護者の自己負担を際限なく増やし続けるわけにはいかず、一方で高価な薬剤が相次いで登場している事情もある。「高額医薬品を保険に取り込みながら制度を維持しようと思えば、受診時の一定額の負担は避けられない。市販薬で対応できるような小さなリスクは可能な限り患者に自己負担してもらおうしかない」(財務省幹部)との主張だ。

ただ、保険給付範囲の見直しには野党だけでなく、与党内にも異論が少なくない。政府が青写真通りに見直しを進められるかどうかは、「世論の理解」の取り付けいかんにかかっているといえそうだ。

前々回(2016年秋)のこの欄で、「ITの発達に税制はついていけるか」と題して書かせてもらいました。取り上げたのは、アマゾンのビジネスモデルやビットコインの話でしたが、今回は、同じ問題意識としてシェアリング・エコノミーと税金や社会保障の問題を考えてみたいと思います。

シェアリング・エコノミーというのは、総務省の情報通信白書(27年版、以下白書)によると、「典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービスであり、貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用できるというメリットがある」と定義されています。使われていない資産などを有効活用することで新しい価値が生みだされるとして、毎年発達してきている分野で、その代表例として、ウーバー(Uber、配車サービス)やエアビーアンドビー(Airbnb、民泊仲介)があげられます。

そこで働く人々にも、専門的知識や経験を持つ者が、インターネットを通じて、組織にとらわれず仕事を見つけて、組織にとらわれず仕事を見つけて、組織にとらわれず仕事を見つけて、働き方改革という観点からも注目されています。

以下、配車サービスのウーバーを例にとりて考えてみましょう。ウーバーは、多くの個人ドライバーと提携して

おり、利用者がスマートフォンを通じて配車の依頼をすると送迎サービスをしてくれます。わが国でも一部始まっていますが、普及が進んでいる米国では、UberX(エコカー)のドライバーは、1時間20ドル以上の収入を得るこ

シェアリング・エコノミーと税・社会保障の調和

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

とができ、年間平均収入はニューヨークで約90000\$、サンフランシスコでは約74000\$で、登録して収入を得る個人ドライバーが増えているようです(以上、白書より筆者要約)。一方、米国や英国では、税金の問題

税論

(どうやってサービス提供者にきちんとした税負担を求められることができるのかなど)や、社会保障料の問題(運転手が失業した際に失業保険などが適用されるのかなど)が指摘され、政府としての検討が始まっています。新たな雇用や経済成長をもたらす可

能性を秘めたビジネスモデルを阻害しないようにしつつ、税収の確保や、適切な社会保障料の負担・給付を行うことにより働く人々の権利も保護しようというのが、政府が乗り出す理由です。所得税の課題として考えられるのは、多くの個人運転手の所得情報をどう

やって正確に集めるのか、ウーバー(会社)に運転手の所得の源泉徴収義務を課すことが可能かなどで、公平な課税の見地からの検討です。

消費税の課題もあります。運転手が乗客から受け取る運賃は、消費税がかかるのかどうか(免税事業者なのかどうか)、それともウーバーが消費税の納税義務を負うのかという問題です。

さらには、法人税の問題もあります。ウーバーの主たる業務は、配車というプラットフォームを提供することなので、そのビジネスモデル部分である無形資産を、低税率国やタックスヘイブンに移して租税を回避することが可能となります。米国に本社を置くウーバーは、すでに、オランダ(事実上のタックスヘイブン)に中間持ち株会社を作って、そこに無形資産を移しているようです。

また、ウーバーの運転手の社会保障料負担はどうなっているのか、失業保険や年金などの負担の問題、さらには労働法規の問題もあります。

急速に拡大していくシェアリング・エコノミーですが、全面的に否定するのではなく、丁寧に現行制度との整合性をとりつつ検討していくことが必要でしょう。いずれにしても、ITの発達に税制や社会保障制度がついていけるのか、という大きな課題を投げかけていると考えられます。

非上場株式の評価がどう変わる！

平成29年度税制改正の一環として、税法上の非上場株式の評価方法が改正されるそうですが、どのように改正されますか。それにより評価額が下がって有利になりますか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

評価上で有利に作用すると思われます。最後に、③の株式保有特定会社の判定に係る対象資産の見直しについては、前述の①及び②と異なって、節税封じの目的があるので、評価の上で不利に作用します。現行の通達では、会社の「株式及び出資」の保有割合が50%以上になると、株式保有特定会社として区分され、その株式は原則として、純資産価額で評価されることになっていきます。

この場合、新株予約権付社債のように、いずれ株式に変更可能なものを「株式及び出資」に含める方が実態に合うこととなりますが、含めていないと、意図的に保有割合を下げて株式保有割合の判定から逃れることも可能になります。

そこで、大綱では、新株予約権付社債についても「株式及び出資」に含めて、株式保有特定会社に該当するか否かを判定することになっています。

以上のように、今回の改正案では、納税者にとって有利になる場合が多いのですが、不利になる場合もありますので、注意して下さい。また、このような改正案は、前述①及び②については、平成29年1月1日以後の相続等により取得した株式の評価に適用され、③については、平成30年1月1日以後の相続等により取得した株式の評価に適用されることになっています。

類似業種比準方式を中心に改正 会社の実態に応じて影響異なる

A

平成29年度税制改正大綱によると、主として、相続税及び贈与税に適用される取引相場のない株式の評価方法について、次のような改正が行われることになっています（この改正は、所得税及び法人税の非上場株式の評価にも影響します）。

- ① 類似業種比準方式の見直し
- ② 会社規模区分の判定に係る金額等基準の見直し
- ③ 株式保有特定会社の判定に係る対象資産の見直し

①の類似業種比準方式の見直しについては、まず、類似業種の株価（A）について、現行の方法に加え、課税時

期の属する月以前2年間平均を加えることにします。これにより、過去2年間に類似業種株価が上昇している場合にも、2年前の株価が斟酌でき、評価の上では有利になります。

また、類似業種の上場会社の比準要素である配当金額・利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものになります。それにより、それぞれの金額が現行よりも増額することが見込まれますので、結果的には評価額が下がると考えられます。

そして、比準要素である配当金額・利益金額及び簿価純資産価額の比重が、現行の1・3・1から1・1・1に変更されます。これにより、現行では、高収益を上げると、評価額が大幅に上昇しますが、その上昇は抑制されます。その点では、高収益会社の株式の評価

には有利に作用します。反面、低収益

会社にとっては、現行の方が一層評価額を下げることで済みましたので、現行の方が有利であると言えます。また、高収益会社については、現行方法の下で、生命保険に入ったり、役員退職給与を支払ったりして、大幅な評価額引き下げが可能でしたが、改正方法では、それが少し抑制されることとなります。

次に、②の会社規模区分の判定に係る金額等基準の見直しについては、判定の基礎となる従業員数、総資産価額及び年間取引金額について、中会社を中心にその範囲が総じて拡大することが見込まれています。これにより、類似業種比準方式が適用できる会社が増加したり、あるいは、類似業種比準方式の併用割合の高い会社が増加することが見込まれますので、一般的には、

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



海外への社員旅行を給与に認定

担当者 はい。

調査官 参加者は何名でしたか？

担当者 従業員は12名ですが参加者は10名でした。

調査官 一人当たりの旅行費用は24万1300円ですね。不参加者に対し金銭等の支給はありましたか？

担当者 不参加者への金銭の支給はありません。

調査官 旅行の目的や規模等を説明してください。

担当者 2泊3日D国への海外旅行です。普段はいくつかの現場に分かれて業務を遂行してもらっている従業員と一緒に海外に連れて行くことによって、一体感を持たせ、円滑な業務の遂行が可能となることを期待して行ったものです。

調査官 旅行費用が高額ですが、その理由は何ですか？

担当者 なるべく現地での滞在時間が長くなるよう往路は午前便、復路は午後便を利用しました。また、参加者に満足感を与えるため、宿泊はランドマーク的なホテルで部屋を1人1部屋とし、食事は現地の有名レストランを使い、本件参加者のみをグループとし、専用の添乗員をつけたことが割高の原因であると思います。

調査官 レクリエーション行事として行われる従業員を対象とした慰安旅行としては、経済的利益が多額で、社会通念上一般的と認められる範囲を逸脱していると思われまます。参加者の受ける経済的利益の額は、その全額が所得税法第28条に規定する給与等として課税の対象となります。

担当者 所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)及び個別通達から見ると、旅行に要する期間が4泊5日以内で、全従業員の50%以上が参加していれば課税しないかとあります。

従業員はほぼ全員が参加していますし、それに従業員には経済的利益を受けることについての選択性が認められないものであり、この通達という社会通念上一般的に認められる範囲内のレクリエーション行事であるので、従業員に対する経済的利益(給与)は発生しないと思います。

調査官 この通達の趣旨は、

使用人らの慰安を図るため使用者が費用を負担してレクリエーション行事を行うことは一般化しており、レクリエーション行事が社会通念上一般に行われていると認められるようなものであれば、あえてこれに課税するのは国民感情からしても妥当ではないことを考慮したものと解されます。

この趣旨からすれば、従業員の参加割合、参加従業員の費用負担ないし両者の負担割合よりも参加従業員の受ける経済的利益が重視されるので、経済的利益が多額のため給与課税となります。



イラスト 渡辺 正義

従業員を参加者として実施した海外への社員旅行について、調査官は旅行の企画や目的、規模や日程、従業員の参加割合等について、事実の確認を行っています。

調査官 社員旅行の費用が総額241万3000円ですが、経理処理は全額福利厚生費としていますね。



「心房細動」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

「脈の日」を機に

脳梗塞の予防にかなう習慣を

日本記念日協会に認定された記念日は沢山ありますが、3月9日は何の日かご存知でしょうか？少し苦しい語呂合わせですが、3と9で「みゃく」と読み「脈の日」としています。一昨々年からスタートしました。

登録したのは、日本脳卒中協会と日本不整脈心電学会の両学会です。普段から家庭で毎日定時に自分の脈を測る習慣をつけ、心房細動の兆候があると判断すれば、速やかに病医院で心電図検査を受け、脳梗塞をメインとする脳卒中中の発症を予防しよう、という呼びかけです。記念日から1週間は「心房細動週間」です。心臓の仕組みを簡単に説明すると、心臓には4つの部屋があり、上部の左右にあるのが心房、下部の左右にあるのが心室です。左心房は肺からの動脈血を受けて左心室に送り出し、右心房は体内を巡ってきた静脈血を同様に右心室にリレーします。

心臓は一定のリズムでポンプのように収縮と拡張を繰り返しており、こうした心臓の動きは拍動と呼ばれます。また心臓から血液を受け継ぐ動脈も同じように周期的な動きをするので、心臓の動きは心拍、動脈の動きは脈拍と区別されます。

「脈の日」のポイントは、心拍数と脈拍数は変わらないので、脈拍で心臓の異常が察知できることのPRです。脈拍は一般人でも簡単に測れることを知って欲しいと、記念日が設けられました。現在は優れた治療法があることも強調しています。

患者の半数は軽く見てか受診せず

正常な心臓のリズムは1分間に60〜80回ですが、何らかの原因で早くなったり遅くなったり、乱れたりします。そうした症状を一括して不整脈と言います。心房細動も不整脈の一つになります。細動とは細かく動くことですから、心房はまるで震えるように小刻みに揺れ動くのです。

そうした場合、1分間の心拍数、脈拍数は約300回で、600回ほどになることも珍しくありません。しかし、それだけの頻脈になっても生命の危機に瀕することはなく、全員の健康人でも突然、細動が長く続くこともあれば、翌日は正常値に戻る一過性のケースも多々あります。

その心房細動に両学会が警鐘を鳴らしたのには、理由があります。慢性化すると心臓に血栓ができ、それが脳に飛ぶ心房性の脳梗塞を起こしやすいことが分かったからです。心性は悪性度が高く、助かっても寝たきりになる確率も高くなります。

もう一つは、軽症のイメージが強いせいに関心が薄いこと。何らかの形で心房細動を持つ人は全国で約140万人と推定されながら、約半数は全く受診をしていないので、家庭での「脈取り」が浮上しました。

心室細動は死に直結する不整脈

心房細動に関連して記憶にしっかりと

りと留めて欲しいのは、同じ心臓部屋にある心室が細動を起こすと、突然死か脳死状態になる可能性が極めて高く、最もタチの悪い不整脈だということです。脳に送られる血液が停止するのですぐに意識を失い、血圧もたちまちゼロ状態に陥ります。救命措置としては、速やかに胸部から直流電気を通電させるしかありません。救急車を呼んでいる間に手遅れになるので、最近では公共の場所にAED（自動体外式除細動器）が置かれていることも覚えて下さい。

話は戻って、心房細動の患者は女性より男性に多く、また高齢者に多いのが特徴です。しかし若くても高血圧や糖尿病などの持病がある、アルコールやコーヒーが大好き、ストレスに弱い、といった人たちは要注意です。動悸や息切れなどの自覚症状が出る場合もありますが、半数以上には現れないので、この点からも日常的な脈拍の測定が望まれます。

測り方は、片方の手を裏返して手の付け根に別の手の人差し指、中指、薬指の3本を軽く当て、15秒たてばその数を4倍して1分間の数とします。おかしいと思ったら測定時間や回数を増やし、さらに疑問を持たば迷わず受診しましょう。



4月から、ガスの小売自由化に

昨年4月、電力が自由化されましたが、今年4月からは、ガスが自由化されます。家庭用ガスでは、大口顧客やLPガス（プロパンガス）、団地やマンションでも70戸以上がまとめてガスを買っているところなどはすでに自由化されていますが、4月からは個人の都市ガス利用への販売も自由化されます。

昨年スタートした個人家庭の電力自由化では、誰でも好きな電力会社と契約できるようになりましたが、切り替えた世帯は257万件で全体では4.1%と意外と低かったようです。なぜ、契約を切り替えた人がこんなに少なかったのかといえば、経済産業省のアンケートを見ると「よくわからない」とか「なんとなく不安」という答えが目立ちました。

いっぽうで、自由化で切り替えた人を対象にしたアンケート結果で見ると、88.6%の人は切り替えに満足しているようで、「電気料金が安い」「電力が安定している」などという答えが返ってきています。

電力は、原発でつくる電力でも太陽光発電でつくられたクリーンエネルギーでも、同じ送電線で送られるので区別が付きません。送電線には常に電気が流れているので、契約した電力会社が破綻しても電気の供給が止まることはなく、電力は安定的に供給されています。

ガスも同じで、従来あるガス会社の配管を通して各家庭に届けられます。また、今までなかったところに新しくガス管をつくる時には、全てのガス小売業者が同じ条件で費用を負担するので、特定の業者の負担が増えることでガス代が高くなるというようなことは起きません。

さらに、ガス管の管理や点検、補修、緊急時の対応など専門的かつ技術的なことは、従来のガス会社が担当することになっているので、異業種から参入してきた新しいガス会社と契約したからといっても心配はありません。いきなりガスが止まったり、ガスの質が落ちるといったこともないでしょう。さらに、契約したガス会社が倒産した場合でも、最初にインフラを敷設した都市ガス会社がバックアップすることになっているので、電力同様まったく心配はいりません。

実は、私も電力を切り替えましたが、驚いたのは手続きの簡単さ。電話一本で聞かれたことを答えるだけ。解約手続きまですべて新しい電力会社がやってくれました。

また、電気料金は従来よりも安くなりました。今回のガスの切り替えも、同様に簡単にできるはずですよ。

将来的には、ガソリン、灯油もセットに!?

ガス料金は、これまで国が生活に欠かせないインフラとして供給するためにエリア制で、価格も適正に保つために認可制となっていました。これは電気も同じでしたが、電力の自由化とガスの自由化の最も大きな違いは、ガスの場合、参入してくる企業が限られてくるということです。

電力の自由化では、広い土地に太陽光パネルを立てたり、風力を利用して電気を起こし新電力会社として売ることができました。また、こうした自前の施設がなくても、小売業者などが既存の電力会社の電気を買ってきて自分の小売サービスとセットにして売ることが可能でした。そのため、電話会社や小売店など続々と新規参入し250社以上の電力会社ができたのです。

けれどガスの場合には、原料となるLNG（液化天然ガス）は主に海外からの輸入に頼っていて、しかも買ったLNGを保管しておく基地が必要になります。ですから、電力ほど気軽に参入できない可能性があり、主に火力発電で大量のLNGを買っている電力会社、ガソリンや灯油でLNGを買っている石油会社、LNGをたくさん使う鉄鋼会社、買い付けが得意な商社などがメインとなることでしょう。そうすると、将来的には電気とガスとガソリンと灯油までセット販売なども出てくるかもしれません。

また、今まで電力の自由化でガス会社に攻め込まれていた電力会社も、逆にガスが会社の客を奪うために、大幅な値下げ競争を仕掛けてくる可能性もあります。例えば、関西電力は昨年末に値下げを発表しましたが、その後大阪ガスがセット料金での値下げを発表したのに対抗して、さらなる値下げメニューを打ち出しました。

実は、電気料金、ガス料金ともに値上がりしつつあります。トランプ政権ができて、日本円は1割ほど円安になりましたが、日本はエネルギーの元となる資源の多くを輸入に頼っているため、円安により輸入価格が上がっているからです。

こうした状況はまだまだ続く可能性があり、ガスの自由化を期に、電気とガスのことを考えてみましょう。

難解の世代

40 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えは19ページの下にあります。



▼ほうじん新年号の「ストレスチェック制度」最終回を読んで。最近、仕事や残業そして人間関係等と、いろいろとストレスの世界です。これは現在の状況

であり、大企業も中小企業でも同じように受けて、少しずつ改善していくしかないのです。ここには、わかりやすく「部下の変化に気付くためのサイン」がのっており、従業員一人一人が気をくばって声をかけ合ったりしていかないと、なかなか難しく、解決できない問題だと思えました。とにかく明るく笑顔で仕事ができるように、頑張っていきたいと思っております。
(石川県 打越信子)

▼昨今、多くの健康本が出版され、その実践に右往左往している自分があります。今回「健康バンザイ」の「健康十訓」の教えから、そんなに難しく考えることなく、これこそ日々生活の指標があることを学びました。先人の考えの「尊さ」が、この「健康十訓」に凝縮されているのです。今年には自分の目標に「健康十訓」を掲げ、毎日を少しでも健やかに送れるよう、努力したいと思えます。(埼玉県 橋本寿子)

1 エール

2 私の経営哲学

沖縄ツーリスト株式会社
代表取締役会長 東 良和
未来のことを 当事者意識で考えられるか

5 全法連ひろば

平成 29 年度税制改正まとめ

8 特集

小規模事業者向け
個人情報保護法改正の概要と基本ルール

10 法人会リレーニュース

14 情報分析の目

15 税論

16 税務相談 Q & A

17 実践 税務調査

18 健康バンザイ

19 暮らし塾

20 ▶間違いさがし▶難解の世代▶読者から

▶ご意見・ご要望・ご感想は

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6
公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。
掲載者に図書カード 3 千円を贈呈します。